

○長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 5 年12月28日

条例第71号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、本市における女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）の定めるところによる。

(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項の規定により条例で定める女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 女性自立支援施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 女性自立支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(人権への配慮等)

第5条 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(職員の研修の機会の確保)

第6条 女性自立支援施設は、職員に対し、その施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

- 2 長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第43号）は、廃止する。